

平成 23 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社  
代表者名 取締役社長 吉田 政雄  
(コード番号 5801 東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画室・IR広報ユニット長 鈴木 治  
(TEL. 03-3286-3050)

## 当社子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社子会社の古河エレコム株式会社(本社:東京都千代田区内神田 2 丁目 16 番 8 号、社長:鈴木道夫)と協和電線株式会社(本社:大阪府大阪市北区堂島浜 2 丁目 1 番 9 号、社長:石橋久和)は、公正取引委員会の調査を受けておりました、建設・電販向け電線・ケーブルの取引の内、特定 V V F ケーブルの取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、同委員会より、下記の通り命令を受けました。

お客様、株主の皆様をはじめ関係の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、事実を厳粛に受けとめ、両社に対し、再発防止策の徹底と法令遵守のさらなる強化を指示しております。今後もグループをあげてコンプライアンスの浸透を図り、信頼回復に努めてまいります。

なお、今回の命令の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 両社への命令の概要

##### 1)古河エレコム株式会社

##### 課徴金納付命令の概要

- ・納付すべき課徴金の額 : 5319万円
- ・納期限 : 平成23年10月24日

なお、排除措置命令は受けておりません。

##### 2) 協和電線株式会社

##### 排除措置命令の概要

特定VVFケーブルの取引に関し、合意に基づく行為を取りやめている旨を確認することなどの措置を採ることを命じられました。

なお、課徴金納付命令は受けておりません。

#### 2. 業績への影響

本件による当社2012年3月期の連結業績に与える影響は軽微です。

以上